

就労継続支援 B 型事業所光憂庵運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人光優会（以下「事業者」という。）が設置する就労継続支援 B 型事業所光憂庵（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 B 型（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 B 型を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援 B 型を行う事業所の名称及び所在地、作業場は、次のとおりとする。

- 1 名称 就労継続支援 B 型事業所 光憂庵
- 2 所在地 岡山県高梁市成羽町下原 249 番地 1
- 3 作業場 岡山県総社市日羽 456 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者兼職業指導員 1 名（常勤・兼務）
管理者は、職員の管理、指定就労継続支援 B 型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援 B 型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス管理責任者 1 名（常勤・専従）
サービス管理責任者は次の業務を行う。
 - ・ 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - ・ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援 B 型以外の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援 B 型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援 B 型を提供

する上での留意事項等を記載した就労継続支援 B 型計画の原案を作成すること。

- ・ 就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援 B 型計画に記載した書面を利用者に交付すること。
- ・ 就労継続支援 B 型計画作成後、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 カ月 1 回以上、就労継続支援 B 型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画を変更すること。
- ・ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する紹介等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- ・ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められている利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- ・ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 職業指導員 1 名以上

職業指導員は、一人ひとりの状況に応じて社会復帰を果たすために必要なスキルの指導やサポートを行う。

4 生活支援員 1 名以上

生活支援員は利用者の生産活動及び訓練等のサポートや身体介助を行う。

5 目標工賃達成指導員 1 名

目標工賃達成指導員は利用者の工賃向上のために必要なスキルの指導やサポートを行う。

上記 1～5 の人員に当たっては、法の定める人員基準を満たすものとする。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事務所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日 原則月曜日から金曜日までとするがその限りではない。営業日及び営業時間を記載した年間カレンダーを作成し掲示、配布を行う。その年間カレンダーに従った営業日及び営業時間とする。

- 2 営業時間 原則 8 時 30 分から 17 時 30 分までとするがその限りではない。営業日及び営業時間を記載した年間カレンダーを作成し掲示、配布を行う。その年間カレンダーに従った営業日及び営業時間とする。

サービス提供日 原則月曜日から金曜日までとするがその限りではない。営業日及び営業時間を記載した年間カレンダーを作成し掲示、配布を行う。その年間カレンダーに従った営業日及び営業時間とする。

- 3 サービス提供時間 原則 9 時から 16 時までとするがその限りではない。営業日及び営業時間を記載した年間カレンダーを作成し掲示、配布を行う。その年間カレンダーに従った営業日及び営業時間とする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は 20 名とする。

（指定就労継続支援 B 型の内容）

第7条 事業所で行う指定就労継続支援 B 型の内容は、次のとおりとする。

- 1 就労継続支援 B 型計画の作成
- 2 食事の提供

- 3 身体等の介護
 - 4 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - 5 就労の機会の提供及び生産活動
 - 6 施設外就労の提供
 - 7 実習先企業等の紹介
 - 8 求職活動支援
 - 9 職場定着支援
 - 10 生活相談
 - 11 健康管理
 - 12 送迎サービス
 - 13 前各項に掲げる便宜に附帯する便宜
 - 14 高梁市地域生活拠点事業における体験機会、場の提供
- 2～11に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 利用者負担額の支払いは原則振替にて行い利用者負担額と事務管理費¥250を合算した額の支払いを受けるものとする。
 - 3 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
 - 4 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
- (1) 日用品費の実費
- (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(工賃の支払い等)

- 第9条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- 2 前項については、1ヶ月あたりの工賃は平均3,000円を下回らないものとし、工賃の水準を高めるよう努力するものとする。
 - 3 生産活動に従事した利用者には利用予定日の1/2以上利用した場合基本給として3000円支給し、評価給として時給100円に基づいて工賃計算した額の合計を支給する。但し、出勤なしの場合は工賃の支給はしない。
 - 4 工賃の支払いは月末締め翌月20日に行う。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者はサービス利用にあたって、飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

- 2 留意事項に触れた場合、事業所の判断で、登録の取り消し又は利用の停止等の措置を講じることがある。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、高梁市、総社市、吉備中央町とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

第15条 事業所は、非常災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため非常災害及び感染症の業務継続計画を策定し、従業員に周知し、定期的に内容の見直しを行うものとする。

(利益供与等の禁止)

第16条 事業者は、一般相談支援事業を行う者及び特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその職員に対し、利用者又はその家族に対して当該事業所を紹介することの対象として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情解決)

第17条 事業者は提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した指定就労継続支援B型に関し、岡山県又は市町村（以下「県等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県等が行う調整に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、当該利用者及び家族等に説明するものとする。
- 4 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる
 - (1) 身体拘束等適正化委員会の設定と定期開催、その結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の防止を啓発・普及するための研修の実施

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止委員会の設定と定期開催、その結果について従業者への周知
- (2) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置

- (3) 虐待防止のための指針整備
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合の自治体への速やかな通報及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 1 年
 - 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、指定就労継続支援 B 型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 20 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。